

シティプロモーション推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

シティプロモーション推進業務

(2) 目的

本業務は、長岡京市の事業の魅力を磨き、発信することにより、交流人口の獲得、ひいては定住人口の増加を図ることを目的とする。

(3) 委託業務内容

シティプロモーションガイドライン及び第2期展開計画に掲げる交流・関係人口の獲得、定住人口の増加を図るために、市外に向けた本市の魅力を発信することを業務とする。当該年度においては、①市の魅力発信サイト「SENSE NAGAOKAKYO」と連動したデジタルプロモーションの強化 ②ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を活用したプロモーションを予定。

これらが最大限の効果を得られるよう、適切なタイミングで各種媒体を活用し、情報発信及びそのコーディネートを行う。また、上記以外の事業の企画検討、情報発信を行うものについて、適宜相談を受け付け、必要に応じてアドバイスを行う。

合わせて、次期シティプロモーションガイドライン策定についての支援も行うものとする。

※ 仕様書（案）は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、特定した事業者と別途調整を行うものである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

5,040,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 成果物は、正副1部とし、別途電子データを納品する。

(7) 本件プロポーザルにおける契約相手方の候補者特定は、令和7年度当初予算の可決を条件として実施するものであり、当該予算が否決された場合は、本件を取りやめるものとする。

2 参加資格要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと
- (2) 長岡京市契約規則（昭和47年規則第27号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと
- (3) 長岡京市契約規則（昭和55年1月16日規則第2号）第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されている者。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式第3号で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (6) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること
- (7) 過去5年以内に、地方自治体の政策アドバイザー又はこれに類似する業務等を請け負った実績を有すること

3 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき

4 スケジュール

公募期間	令和7年3月 3日(月)～令和7年3月31日(月)
質問の受付	令和7年3月 3日(月)～令和7年3月13日(木)
質問の回答	令和7年3月19日(水)
参加表明書の提出期限	令和7年3月31日(月)
提案書の提出者の選定通知	<u>令和7年4月10日(木)</u>
提案書の提出期間	<u>令和7年4月10日(木)～令和7年4月18日(金)</u>
特定及び非特定通知（発送予定）	<u>令和7年4月25日（金）</u>
契約の締結（予定）	<u>令和7年5月 2日（金） 予定</u>

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

（１）企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、シティプロモーション推進事業について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。

（２）企画提案書の作成方法

企画提案は下記（４）に示す参考資料を基に、本市における課題を踏まえ、次の内容の提案を受けるものである。企画提案書（様式５）は、文字サイズ１１ポイント以上で、次の事項を明記すること。

（ア）事業者の概要

（イ）主として業務に携わる人物の経歴とこれまでの実績

（ウ）事業者が行った地方自治体への政策アドバイザーなどの実績とその効果

（エ）シティプロモーションの目的（交流・関係人口の獲得や定住人口の増加のための、市外に向けた市の魅力発信）を達成するため、令和７年度は「①デジタルプロモーションの強化」「②ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を活用したプロモーション」を活用することを予定している。これら①②について、目的達成及び最大限の効果を得るために、どのような展開を行うべきか。

※ 事業を展開していく上での効果や課題、より魅力的にするための内容等について具体的に挙げること。

参考：目指すべき将来像 【交流・関係人口の獲得、定住人口の増加、共感・共有サイクルの自走】		
活用する手法	プロモーション素材に 想定されるもの	提案事項
①デジタルプロモーション ②関係人口の活用	ふるさと納税等を通じて築いた関係人口	課題、プロモーション企画、効果

※ プロモーション素材に想定される事業は例示であり、その他の事業がある場合は提案しても差し支えない。

※ 上記展開をより効果的に行うために広告を行う場合は、その予算額（概算）を記載すること。なお、本提案で示される内容は必ずしも実施されるものではない。

（オ）本業務を進めるにあたって特に重要と考える視点

（カ）本業務の見積もり額

（３）企画提案書の無効

提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

（４）参考資料

企画提案にあたっては、長岡京市シティプロモーションガイドライン及び第２期展開計画を参考とし、本市の実情及び課題並びに本事業の趣旨を十分に把握のうえ、本市が要請する内容を反映させること

６ 質問書の受付及び回答

（１）受付期間

募集開始から令和７年３月１３日(木)午後５時まで（土曜・日曜を除く）。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

（２）提出方法及び提出先

（ア）方法 任意様式で下記まで持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること（必ず事業者名を明記すること。持参以外による場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと）

（イ）提出先 〒６１７－８５０１ 長岡京市開田一丁目１番１号

長岡京市役所対話推進部広報発信課広報戦略担当

電話：０７５－９５５－９６６０ FAX：０７５－９５５－９７０３

E-mail：kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

（３）回答の方法

ホームページに記載の上、全参加者に通知

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類（各1部）

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 会社等の事業概要がわかる資料（任意様式）
- (ウ) 地方自治体の政策アドバイザー又はこれに類似する業務の受託実績書（様式2）
- (エ) 様式第3号に示す参加資格要件確認資料一式（令和7年度長岡京市競争入札参加資格者名簿に登録の無い事業者のみ）

(2) 受付期間

募集開始から令和7年3月31日(月)午後5時まで（土曜・日曜を除く）。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(3) 提出方法及び提出先

- (ア) 方法 下記まで持参又は郵送により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。郵送による場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと）

(イ) 提出先 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号

長岡京市役所対話推進部広報発信課広報戦略担当

電話：075-955-9660 FAX：075-955-9703

(4) 選定結果の通知

5者以上の参加表明があった場合、実績等を勘案の上、参加要請者を5者程度に選定する。参加要請者に対しては、その旨を通知し、提案書の提出を要請する。一方、選定されなかった者に対しては、その旨と理由を通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類（アは1部。イ～エは5部）

- (ア) 企画提案書提出届（様式第4号）
- (イ) 企画提案書（様式第5号）
- (ウ) イを補足する資料（提出は任意）
- (エ) ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類

(2) 受付期間

令和7年4月10日(木)午前8時30分から令和7年4月18日(金)午後5時まで
（土曜・日曜を除く）。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。提出後の差し替えは不可。

(3) 提出方法及び提出先

- (ア) 方法 任意様式で下記まで持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること（必ず事業者名を明記すること。持参以外による場合は、必ず到着確認の連絡を行うこと）

(イ) 提出先 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市役所対話推進部広報発信課広報戦略担当
電話：075-955-9660 FAX：075-955-9703
E-mail：kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

9 企画提案書を特定するための方法

企画提案書の特定にあたっては、シティプロモーション推進業務に係る企画競争方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、次の評価基準により審査を行う。

シティプロモーション推進業務に係る評価項目及び評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
提案事業者の概要・実績	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか		10
提案全般	業務目的を的確に把握しているか		5
	本市の要請する内容を満たしているか		5
	提案の有効性を示す根拠があるか		10
	提案に実現の可能性が十分あるか		10
シティプロモーション事業の展開	デジタルプロモーションを活用した事業について、十分に分析され、論理的かつ効果的な展開が示されているか		15
	ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を用いた事業について、十分に分析され、論理的かつ効果的な展開が示されているか		15
	提案が「市が目指すべき将来像」に合致し、具体的な展開が示されているか。		10
小計（主観的項目）			80
業務実績	同種業務の実績を11件以上有している事業者	10	10
	同種業務の実績を6～10件以上有している事業者	6	
	同種業務の実績を1～5件以上有している事業者	2	
	上記以外の事業者	0	
地元事業者優先発注	長岡京市内本店または支店の事業者	7	7
	上記以外の事業者	0	
ワークライフバランス等の推進	えるばし認定企業	1	3
	くるみん認定企業	1	
	ユースエール認定企業	1	
	上記以外の事業者	0	
小計（客観的項目）			20
合計			100
参考見積額	数値化（評価）しない		

- 審査委員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高いものを特定する。
 なお、総合評価点の同じものが2者あるときは、各審査委員の評価基準「シティプロモーション事業の展開」の点数の合計が高いものを特定する
- 企画競争の参加者が1者となった場合は、基準点を設け、基準点に満たない場合は、特定しない。また、1者のみとなった参加者が、提案書を期限より前に提出した場合、特

定等のスケジュールを早めることがある

- 企画競争の参加者の公表は、「長岡京市入札及び契約等に関する公表基準」に準じて行う
- 審査結果については、書面にて通知する

1 0 企画提案書の特定

令和7年4月25日（金）頃に特定する。

企画提案書を特定したものには特定通知書を送付する。特定しなかったものには非特定通知書を送付する。

1 1 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記（1）に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (3) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - (ア) 受付場所 長岡京市役所対話推進部広報発信課広報戦略担当
 - (イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・休日を除く）

1 2 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

- (ア) 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき
- (イ) 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- (ウ) 本業務委託契約の締結を辞退したとき
- (エ) その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託の仕様及び条件

本業務委託の仕様については、別添仕様書（案）及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

1 3 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。